

# 山梨県公報

第二千九十一号

平成二十二年

十一月二十二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(二件)……………六七三  
建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………六七三

## 告示

### 山梨県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

南アルプス市上宮地字上ノ山三九八六の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山三九八六の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字前山四三四三の一三四、四三四三の一三五、四三四三の一三六、四三四三の一五一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四三四三の一三四・四三四三の一三五・四三四三の一三六・四三四三の一五一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定の年月日

平成二十二年十一月二十二日

#### 二 指定道路の位置

笛吹市石和町井戸字豊岡二百七十三番四、二百七十七番一

- 三 指定道路の幅員  
最大六・〇五メートル 最小六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長  
五十三・〇三メートル

**山梨県告示第三百六十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十二年十一月二十二日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町井戸字豊岡二百七十七番三
- 三 指定道路の幅員  
最大五・〇三メートル 最小五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
三十四・五〇メートル

**山梨県告示第三百六十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十二年十一月二十二日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町井戸字豊岡二百七十七番十
- 三 指定道路の幅員  
最大六・〇五メートル 最小六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長  
五十二・九七メートル